

第6回豆腐公正競争規約設定委員会議事

食用塩公正取引協議会 新野氏の重要な示唆について (第5回豆腐公正競争規約設定委員会議事録より抜粋)

- ・ 表示でイメージを良くして販売しようと思うのがメーカー側の考え方である程度は仕方がない。そのような用語を規約で定める場合には、消費者に優良誤認を与えないことが基本。業界側で明確な基準を作って用語を使用するよう心がけなければならない。
- ・ キャリーオーバーの考え方として、規約は法律の上にある。消費者庁と調整をしてきた経験から言えば、法律よりも厳しいルールを作ることはできる。(逆に言えば、法律より緩い規定を作ることはできない。その場合は法改正が必要。)
- ・ 塩の立場から言えば、「にがり」と表示できるのは海水等の母液から塩を取った後の液体。規約案の中で「塩化マグネシウム」を「本にがり」と書くのはいかがなものか？
「塩化マグネシウム」はにがりを原料とする化成品。これを「にがり」と書くことは優良誤認にあたるのではないか？
- ・ 「塩化マグネシウム (にがり)」という表示は塩業界としては認めていない。
- ・ 粗製海水塩化マグネシウムの濃度の幅が8～30%と広がったのは、いわゆる「にがりブーム」の時に家庭でもにがりを買うようになり、濃度の薄い商品が出回るようになったことから厚労省と調整した。

以上